

テーマ型提案 募集シート

◆募集内容について

募集テーマ	福祉センターを利用した多世代交流推進のためのアイデア及び連携事業者募集
募集テーマの概要	文化活動等を通して、子どもからお年寄りまであらゆる世代の地域住民が交流し、親睦を深め、新たな地域コミュニティ形成のきっかけとなる事業を戸田市と連携して実施します。
提案を募集する背景・課題	福祉センターは、地域住民の福祉、文化の向上、豊かなコミュニティ形成を図るために設置されている施設です。あらゆる世代が利用し、集会、学習活動、趣味やレクリエーション等で利用することができますが、施設利用者が高齢化していることで世代を超えた交流及びコミュニティが減少していることが課題となっています。そこで、課題解決のため連携の提案・アイデア及び連携事業者を募集します。
募集対象 ※チェックのついたものが、今回の募集の対象です	<p><input checked="" type="checkbox"/> <u>公民連携の提案及び連携事業者の募集</u> ⇒テーマに関する公民連携の提案・アイデア及び連携事業者を募集するものです。 ※抽象的テーマ型については、提案内容によって再公募となることがあります。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>公民連携の提案のみの募集</u> ⇒戸田市が今後の事業の方針や仕様を定めるために、テーマに関する公民連携の提案・アイデアのみを募集するものであり、連携事業者を募集するものではありません。</p>
戸田市が希望する提案	子ども達（親の世代も含む）とお年寄りによるコミュニティの醸成のきっかけとなる企画・情報発信
想定する提案	老若男女が楽しめる屋内イベント・レクリエーション

◆提案にあたって

募集期間	随時
実施予定時期	市と事業者とで協議のうえ決定
提案の方法	戸田市公民連携提案シート（テーマ型提案）をご提出ください。 提案シートの他、企画書や関連資料等の添付も可能です。
提案の選定方法	<p>■ 特に選定をしません (提案内容が妥当であれば採用数を絞り込まない)</p> <p>□ 審査等による選定等を実施 (提案内容等を審査・選定し採用数を絞り込む)</p> <p>□提案を参考に、あらためて実施事業者の公募等を実施</p> <p>□その他（ ）</p>
※チェックのある方 法で選定します	
戸田市から提供でき るメリット	地域との協働したCSR活動の広報・紹介等を通じたイメージアップが図られます。 福祉センターの貸室やホールを会場として提供可能です。
予算措置の可能性	なし
その他留意点	市民等の参加費を無料とします。
募集内容についての 問い合わせ先	戸田市福祉部福祉総務課（西部福祉センター担当） 電話：048-421-3024 Email：fukushi-somu@city.toda.saitama.jp
提案の申し込み先	戸田市企画財政部共創企画課 電話：048-441-1800（内線439） Email：kikaku@city.toda.saitama.jp

戸田市公民連携提案制度 募集要項

1 趣 旨

複雑化する行政課題に迅速かつ柔軟に対応していくため、多様な分野において民間企業等と行政がそれぞれの持つ資源や特色、ノウハウを活かした公民連携に取り組んでいくことが必要となっております。

そこで、公民連携を一層推進していくため、本制度を創設し、民間企業等からアイデアや事業提案を広く募集するものです。

2 提案に当たっての前提

(1) 提案内容

民間企業等が持つアイデアやノウハウを活かすことで、市民サービスの向上や事業又は事務の効率化に寄与する提案を募集します。

そのため、以下のような提案については、受け付けていません。

- ・単に事業を廃止する提案
- ・法令に反すると認められる提案
- ・公平性等が著しく阻害されると認められる提案
- ・単に自社製品のあっせんを求めていると認められる提案
- ・抽象的なアイデアで、実現可能性が低いと認められる提案
- ・その他、市長が不適切であると認めた提案

(2) 提案者

民間企業等が持つアイデアを広く募集することから、以下の項目に該当する民間企業等を除く、全ての民間企業等から提案を募集します（個人からの提案は除きますが、個人事業主からの提案は受け付けます）。

- ・戸田市物品購入等入札参加資格に関する規則第4条第5項に該当するもの
 - (1)地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者
 - (2)地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者
 - (3)戸田市物品購入等入札参加資格に関する規則第13条の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者
- ・その他、市長が不適格であると認める者

3 提案募集の類型

公民連携提案制度の募集については、事業者から自由に事業を募集する「フリー型提案」と行政があらかじめテーマや仕様等を設定し、提案を募集する「テーマ型提案」の2類型

での提案募集とします。

なお、「テーマ型提案」については、抽象的な行政課題と具体的な行政課題（ある程度仕様等が明確なもの）のテーマに分類します。

提案募集の類型の違いは以下のとおりです。

項目	フリー型	テーマ型	
		抽象的	具体的
テーマ	無し	抽象的な行政課題	具体的な行政課題 ※仕様等がある程度設定できるもの
提案募集期間	通年受付	通年受付	課題ごとに期間を区切って設定
事前協議の必要性 (原則、対面形式)	必須	必須	不需要

4 提出書類（段階別）

提案段階	提出書類
提案等に関する相談段階	「戸田市公民連携提案シート」(別紙1. 別紙2)をメールにて送付
事前協議段階 (原則、対面形式)	提案説明用資料(説明用資料の様式は問わない)
提案審査や業者選定等の段階	※戸田市物品購入等入札参加資格に関する規則第5条に規定する書類で必要と認められる書類(戸田市入札参加資格がある場合、上場企業、提案内容から提出不要と認められる場合は除く)

5 提案等の審査

- (1) 提案そのものの適正性を審査する必要がある場合、又は公募時に同様の内容で複数応募があり、公平性の観点で調整ができない場合については、審査を行うものとする。
- (2) 審査にあたっては、公民連携提案審査委員会で判断をしていくものとする。
なお、ネーミングライツのように、他に審査基準等が定められている場合は、そちらに基づくものとします。
- (3) 市の歳出入が発生する事業の場合は、入札等のルールに従って事業者を決定するものとします。

6 協定の締結

提案審査又は業者選定の結果、事業及び事業者が決定したときは、原則として市と当該

事業者の間で協定を締結します。ただし、市の歳出入を伴う事業については、入札等のルールに即して対応するものとします。

7 留意事項

- ・本制度は、あくまで民間企業等が持つアイデアを広く募集することを目的とした制度であることから、提案者が必ずしも事業実施者等になるとは限らず、提案の性質等（市の歳出入の有無や機会の公平性の担保の有無など）により、入札又は公募の手続きを経ることがあります。
- ・提案内容、調整の結果その他の諸事情により、今後、提案者との対話・調整を行わないことがあります。
- ・提案に関する府内外の関係者との調整には、非常に時間がかかることがあります。
- ・提案内容や対話・調整の結果によっては、実現ができないことがあります。
- ・提案の成立・不成立にかかわらず、市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をしません。
- ・発案者は、発案書類の内容が第三者の有する知的財産権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じならなければならないときは、発案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じていただきます。
- ・提案内容は、事業実現後に実績周知のためホームページ等に公表する場合がありますので、公表を望まない場合は、事前に相談してください。
- ・提案が採用された場合であっても、実施年度の翌年度以降の事業の実施及び実施者を確約するものではありません。

別紙 2

戸田市公民連携提案シート（テーマ型提案）

年 月 日

1. 募集リストNo.及び名称等

リストNo.	
募集テーマ名	

2. 提案者情報及び提案内容

法人（団体）名	
所在地	
連絡担当者名	
電話番号	
E-mail アドレス	

3. 提案内容

タイトル	内 容

※提案の内容をできるだけ具体的に記載してください。

※別紙で企画書等を添付して頂いても結構です。